

核軍縮・不拡散に関する日豪共同声明
(仮訳)

我々、日本及び豪州の外務大臣は、核軍縮・不拡散分野において両国がこれまで育んできた長年にわたる緊密なパートナーシップに満足の意を表明するとともに、軍縮・不拡散イニシアティブ（N P D I）におけるメンバーシップを通じた協力も含め、平和で安全な核兵器のない世界に向けた我々の協力を継続する決意を新たにす。

2014年4月にN P D Iの閣僚により発出された広島宣言に沿う形で、我々は、相互に補強するプロセスとして核軍縮及び不拡散の双方を進展させるための実践的かつ具体的な措置を推進すると我々のコミットメントを再確認する。この観点から、我々は、核兵器のない世界という目標を達成するため、核兵器の不拡散に関する条約（N P T）と同条約の三本柱（核軍縮、核不拡散及び原子力の平和的利用）を強化することの決定的な重要性を強調する。

我々は、2015年N P T運用検討会議においてコンセンサスに基づく成果がなかったこと、このことにより、現在、核軍縮・不拡散の今後の進め方についての一致した構想を作り上げていくことが困難となっていることに遺憾の意を表明する。しかしながら、この状況を理由に、我々は最低限の志や進展に甘んじて良いことにはならない。我々は、2020年N P T運用検討会議に向けた次の運用検討サイクルにおいて実践的な進展を伴って前進することの重要性を強調し、過去のN P Tのコンセンサス合意は引き続き妥当で有効であることを再確認する。

日本と豪州は、安全な環境を確保しつつ、共に世界の舞台においてグローバルな核軍縮・不拡散の努力を長年にわたり推進してきた。本年、N P D IはN P T運用検討会議に、N P T三本柱における実践的かつ具体的な措置の実施を要請する共同作業文書を提出した。我々は、日本により提案された「核兵器の全面的廃絶に向けた新たな決意の下での共同行動」決議及び豪州により提案された「包括的核実験禁止条約（C T B T）」決議という我々の二本の決議が圧倒的多数で本年の国連総会第一委員会で採択されたことを歓迎する。

このことを念頭に、我々は、ここに、全ての国に対し、核兵器のない世界に向けたコミットメントを完全に実施するため、日本と豪州がC T B Tフレンズ・グループ共同議長として共に促進しているC T B Tの早期発効や、核兵器用核

分裂性物質生産禁止条約（F M C T）の早期交渉開始などの更なる実践的かつ具体的な措置を採ることを改めて要請する。

不拡散分野においては、我々は、イランとE U 3 + 3との間で成立した包括的共同作業計画を歓迎し、国際的な核不拡散体制並びに原子力及び原子力技術の平和的利用の強化のために、天野之弥事務局長のリーダーシップの下で国際原子力機関（I A E A）が果たす重要な役割を強調する。

我々は、北朝鮮の核・ミサイル開発の継続を強く遺憾に思い、北朝鮮に対し、いかなる挑発行動も自制し、関連する国連安保理決議及び2005年の六者会合共同声明を完全に遵守し、N P T及びI A E A保障措置の遵守に復帰するよう求める。

広島及び長崎の被爆から70年に当たり、我々は、核兵器の壊滅的な人道的結末についての我々の深い懸念を表明し、この懸念が、核軍縮・不拡散のための我々の全ての取組を根本的に下支えすることを想起する。我々は、指導者、若者、そしてその他の人々に広島及び長崎を訪問し、被爆者の証言を聞くことを奨励する。

我々は、世界の核兵器の更なる削減、そしてその結果としての核兵器の全面的廃絶に不可欠であると考え、核兵器国と非核兵器国との間の更なる協力を要請する。日本が来年、G7の議長国となり、広島においてG7外相会合を主催することを念頭に、我々は、共同行動を通じて核兵器のない世界を実現するための我々の決意を共に新たにする。

（了）